

令和3年第2回水戸市議会定例会

請願陳情文書表（Ⅰ）

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 1 号	3 . 5 . 27	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>貴議会においては、市民の平和な生活と生活向上に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日に採択された核兵器禁止条約は、2020年10月24日の国連軍縮週間の初日に批准国が50か国に達し、2021年1月22日に発効した。被爆者の方々の、こんな思いをほかの誰にもさせてはならないという強い思いが国際社会を動かし、50か国の達成につながったものと確信する。批准国は57か国となり、2022年1月にオーストリア・ウィーンの国連事務所で第1回の締約国会議が開催される予定である。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっている。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。このように核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち市民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。</p> <p>よって、貴議会においては、被爆者の心に寄り添い、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、日本政府に同条約への参加、批准を求める意見書を提出いただきたく、賛同11団体・個人をもって請願する。</p>	土田記代美 田中 真己 中庭 次男	総 務 環 境

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 2 号	3 . 5 . 10	千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>今般、千波町東久保の低地部（約1,873平方メートル、以下「当該低地部」という。）のうち約766平方メートル（以下「本宅地造成地」という。）について、某事業者による宅地造成計画が進められようとしている。近隣住民は、本宅地造成による後述（1）ないし（3）の懸念問題を深刻に受け止めており、反対は近隣住民全員の総意である。</p> <p>よって、本宅地造成地の近隣住民の安心、安全な生活が守れるよう下記事項を陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 当該低地部は、現在、茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例第2条第2項第3号の判断が有効中である。今後も当条例の有効性を維持し、当該低地部における応急措置盛土の撤去あるいは土盛り等土地の形質変更を伴う行為について、許可しないことを求める。なお、当該低地部とは、平成27年6月2日陳情受理番号第2号（付託 都市建設委員会）の陳情趣旨の被害場所となった市道（千波183号線の地盤沈下等）の北側に位置し、市道とも地続きになっている。その市道ののり尻に広がる緑地帯であり、千波風致地区の一部となっている。加えて、当該低地部においては、当時、当該低地部の南側前面で行っていた開発行為の面積約9,877平方メートルに及ぶ宅地造成（許可番号第101号、平成24年7月）で土盛りされた土砂等と、近隣からの雨水の溢水、流水が濁流となって当該低地部で合流したことにより、大規模土砂災害が発生したりリスク区域でもある。市は、土砂災害防止のため講じた低地部の応急盛土について、茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例第2条第2項第3号に規定する「非常災害のため必要な応急措置として行う行為」と判断、認定し、現在もなお動向を注視している特別な区域である（都計第9-3号、平成29年2月2日）。そのような区域に行政が宅地造成を許可することは住民として断固認められない。他方、本宅地造成行為による近隣住民の懸念問題を述べると、</p> <p>(1) 土盛りの行為は、過去に行ったプレロード被害を誘発させ再現する。本宅地造成地には約1.5メートル～深い場所で約4～7メートルの腐植土層（軟弱地盤）の分布が推定される。これら腐植土層を含む軟弱地盤の圧密を促進させるため、平成27年4月から実施されたプレロード（被害市道側に幅7メートル×</p>	建 設 企 業

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>最大盛土高5メートル弱の腹付け盛土（載荷重工法）を施工）によって地盤沈下を一層加速させ、被害を拡大させた経験がある。この被害拡大を止めるため、事業者は市と協議の上、平成28年8月にプレロードを急遽撤去したものの、いまだ残留沈下が存在している状況である。当該低地部に本宅地造成による土盛りを施工すると、地盤沈下を誘発させ、過去のプレロード被害の再現となる可能性が大である。そして、土盛りによる近隣住民への被害は、近隣住民の土地、建物、外構、ライフライン等に重大な被害を誘発させたことである。8年前の宅地造成開発行為（許可番号第101号）においては、当該被害を確認したものの泣き寝入りで苦しんだ経験がある。</p> <p>(2) 当該低地部は、本宅地造成によって雨水の自然浸透区域が半減し、これまで以上に貯留することになり、土砂災害等の被害を誘発させるリスクがある。また、近隣住民においては、屋敷内への雨水流入等の水災害問題が再現するリスクがある。</p> <p>(3) 本宅地造成地の北側近隣住民の日照権が十分確保できない。本宅地造成においては3メートル以上の土盛りが生じ、その上に立ちはだかる建物によって北側近隣住民の日照障害は我慢の限界を超える。</p> <p>2 当該低地部については、地権者から買い取り、市所有地として管理していくことで懸念問題の全てを解決できるので、これを求める。当該低地部に土盛りされると市道への被害が再現する。すなわち、市道への引込み沈下が地続きの近隣住民の土地・建物に影響を与え、連鎖被害となることが必至である。近隣住民は、この脅威な変化・変状を経験しており、前項1(1)のプレロード施工の測量で実証されている。よって、当該低地部は、地盤の特性（腐植土層を含む軟弱地盤）、現況地形（宅地造成には高い土盛りが必要）、日照障害（庭はほとんど陰る）、水害問題（千波町南台方向への土砂災害）等の懸念を勘案すれば、宅地造成できるような場所ではないことは明らかである。また、市道に付いている植生のり面が民地であり、管理責任が不明確である。万一の対応が取れない不安な状況が今後も続いていくことになる。そこで、市所有地の活用としては、植樹（主に落葉樹）し、保水力を向上させて下部での湧水の防止を図る。そして住民がキャンプをしたり、子どもが木登りやロープで綱渡り、ブランコしたりと、長年苦しんだ土地が楽しい楽園に変わるよう求める。</p> <p>以上、陳情する。</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
第 3 号	3. 5. 12	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げた。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がった。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足やそれらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減がある。21世紀に入り、僅か20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかである。新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただくよう陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療・介護・福祉に十分な財源確保を行うこと。 2 公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。 4 保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。 	文 教 福 社

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
第 4 号	3. 5. 17	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>加齢性難聴は、40歳頃から始まり、70歳代で3分の1、80歳代では3分の2の人がなると言われている。放置しておく、コミュニケーションが困難になるなど、日常生活の質を落とす原因となる。加齢性難聴は、難聴者の社会参加を困難にし、閉じこもりや寝たきりを引き起こす。そればかりでなく会話をする事で脳に入る情報の減少により、脳の機能の低下をもたらす。鬱病や認知症につながる言われている。加齢性難聴者が早期に補聴器を装着することは、難聴者のためになるばかりでなく、高齢者の社会参加、認知症の予防、健康寿命の延伸、介護などの医療費の抑制など社会的な利益にもつながる。しかし、日本において補聴器の価格は、片耳当たりおおむね8万円から25万円と高額であり、保険適用ではないため個人の全額負担となっている。身体障害者福祉法の医療控除対象者を除くと約9割は自費で購入している。このため、年金で暮らす低所得の高齢者に対する配慮が求められる。肝腎なことは、補聴器を早期から装着するための補助制度を創設することである。欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも東京都江東区の補聴器の現物支給、茨城県の古河市など多くの地方自治体で購入補助制度の実施が始まっている。</p> <p>よって、水戸市においても、高齢者が生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごし、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求める。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 水戸市に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める。</p>	文 教 福 社

令和3年第2回水戸市議会定例会

陳情文書表（Ⅱ）

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 5 号	3 . 6 . 1	私道寄附申請に係る事務処理の促進に関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>陳情者は、自己の所有に係る私道路用地について、水戸市に寄附すべく、本年6月1日、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項（平成24年4月1日）に基づく私道路用地寄附事前協議書(再協議)を水戸市長宛てに提出している者である。本件協議については、下記1のとおり、約2年前に事前協議書を提出し、また、約1年前には、その結果を受けて、必要書類を添えて寄附申請し、その後、昨年10月、現地の測量調査、境界立会いを経て、支障物件を確認した上、その撤去について支障物件の所有者と交渉していたところ、昨年12月、陳情者の意向を無視して、水戸市は、突然、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項の要件を満たしていないとして寄附申入れを否決したものである。今般、民事調停の結果、陳情者が所有する寄附対象私道路用地に一部越境している支障物件建物の所有者との間で、同越境部分の撤去について合意（調停成立）したことから、再度、協議書を提出しているが、そもそも昨年12月になされた寄附受入れ否決は、下記2のとおり、不要な決定であり、再協議・再申込みに係る書類の再提出等、本来無用な手間と時間を要することにつながる無駄なものであったと思料される。</p> <p>よって、今後の寄附手続が円滑に進められるよう、前回のよう事前協議から結果通知までに約1年間を要するような悠長な対応をすることなく、本事前協議（再協議）に対する結果を速やかに通知するよう、水戸市に対し、本件に係る事務処理の促進を働きかけ願いたく陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一度否決された私道路用地寄附申込みについて、再度、私道路用地寄附事前協議書を提出した経緯</p> <p>(1) 陳情者は、令和元年5月17日付で私道路用地寄附事前協議書を提出し、これを受理した水戸市は、令和2年4月9日付建計第271号 私道路用地寄附事前協議結果通知書をもって寄附受付の条件を示した。</p> <p>(2) 陳情者は、同年5月11日付で私道路用地寄附申込書を提出し、これを受理した水戸市は、委託業者による測量調査と土地境界確認立会いを実施し、同年10月5日、支障物件を確認した。</p> <p>(3) 否決の理由とされたのは、私道路用地に接している建物の一部（屋根の軒、出窓、シャッターボックス等）が道路上に越境しているところ、当該部分の撤</p>	建 設 企 業

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>去についての建物所有者の合意を得られていないとする点であるが、実際に測量を終えるまで撤去工事の規模は不確定であり、測量後に初めて、撤去作業には相当額の費用を要すると見込まれたことから、陳情者は、知己の建築士を通して施工業者から工事見積書を手配するなど、同建物所有者との交渉に入り、水戸市建設計画課担当者に対しても、工事費用は陳情者において負担するので、同建物所有者が難色を示しても、直ちに否決しないでほしい旨依頼した(下記2において詳述している)。</p> <p>(4) ところが、水戸市は、同年12月9日付建計第136号 私道路用地寄附受入れ可否決定通知書をもって、突然、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項の要件を満たしていないとして寄附申入れを否決した。</p> <p>(5) しかし、同日付建計第137号 私道路用地寄附申込書の返送について(通知)において、再協議条件として、支障物件の撤去についての関係権利者との合意形成がなされることを条件としていたことから、その後、陳情者は、私道路用地に越境している建物の所有者を相手方とする民事調停を申し立てた結果、令和3年5月25日、同建物の私道路土地への越境部分の撤去について、合意(調停成立)に至った。</p> <p>2 前回の私道路用地寄附申込みの否決が本来不要な決定だったと思料する理由</p> <p>(1) 測量調査及び土地境界確認立会いの結果明らかとなった上記支障物件の撤去に関して、陳情者は、「私が費用を負担することで所有者と交渉するので、所有者が難色を示しても、いきなり否決しないでほしい」旨、当時の水戸市建設計画課担当者に依頼し、同担当者から、「従前の取扱いでは、寄附申込みの取下げ書の提出を受けて否決している」との返答を得たため、一時保留状態にあるものと了解していた。</p> <p>(2) ところが、上記1の(4)のとおり、水戸市は、上記交渉結果を待たずに突然一方的に否決したものであり、これは、寄附受入れを前提として水戸市の予算から支出した測量調査費等を無駄にするに等しいものと考えられる。</p> <p>(3) また、陳情者が本件障害物件撤去工事の見積りを施工業者に依頼する必要から、同担当者から交付を受けていた障害物件の詳細を記載した図面の返却を建設計画課長が強硬に求めたことに抗議して、水戸市議会に陳情(令和2年陳情第3号として同市議会が受理したものの、陳情者が別途情報開示請求して、同</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>図面を入手したことから、不採択となった)を申し立てたことに対する同課長の意趣返しとしてなされた疑いもある。</p> <p>(4) 今般、陳情者と支障物件の所有者との間に同物件の撤去に関する民事調停の合意が半年を経ずになされたことから、水戸市が前回の私道路用地寄附申込みを安直に否決したことが、拙速に過ぎる不適切な決定だったことは明らかである。</p>	